

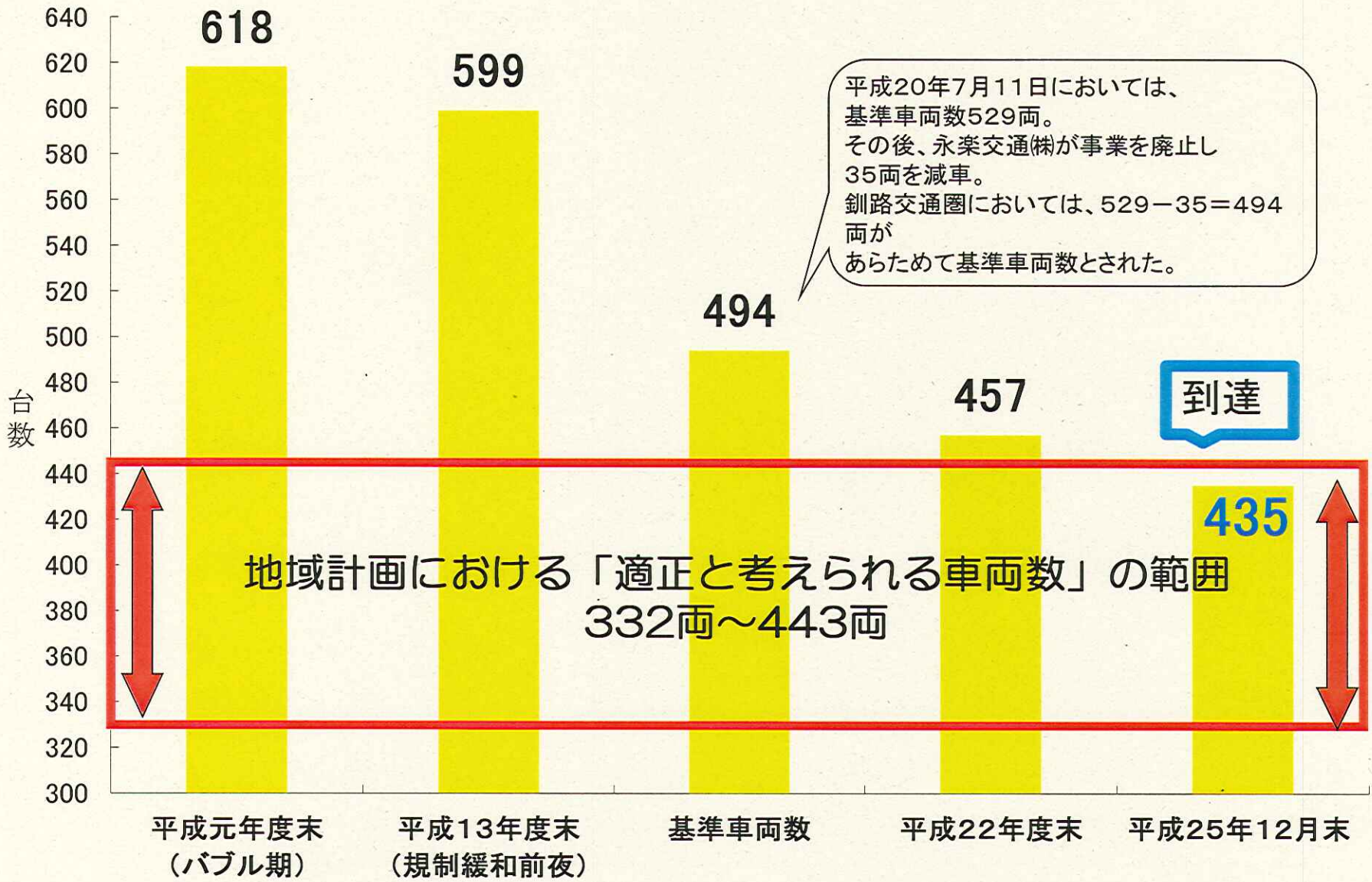
特定事業計画の進捗状況

特定事業計画取組状況と事業再構築の進捗状況

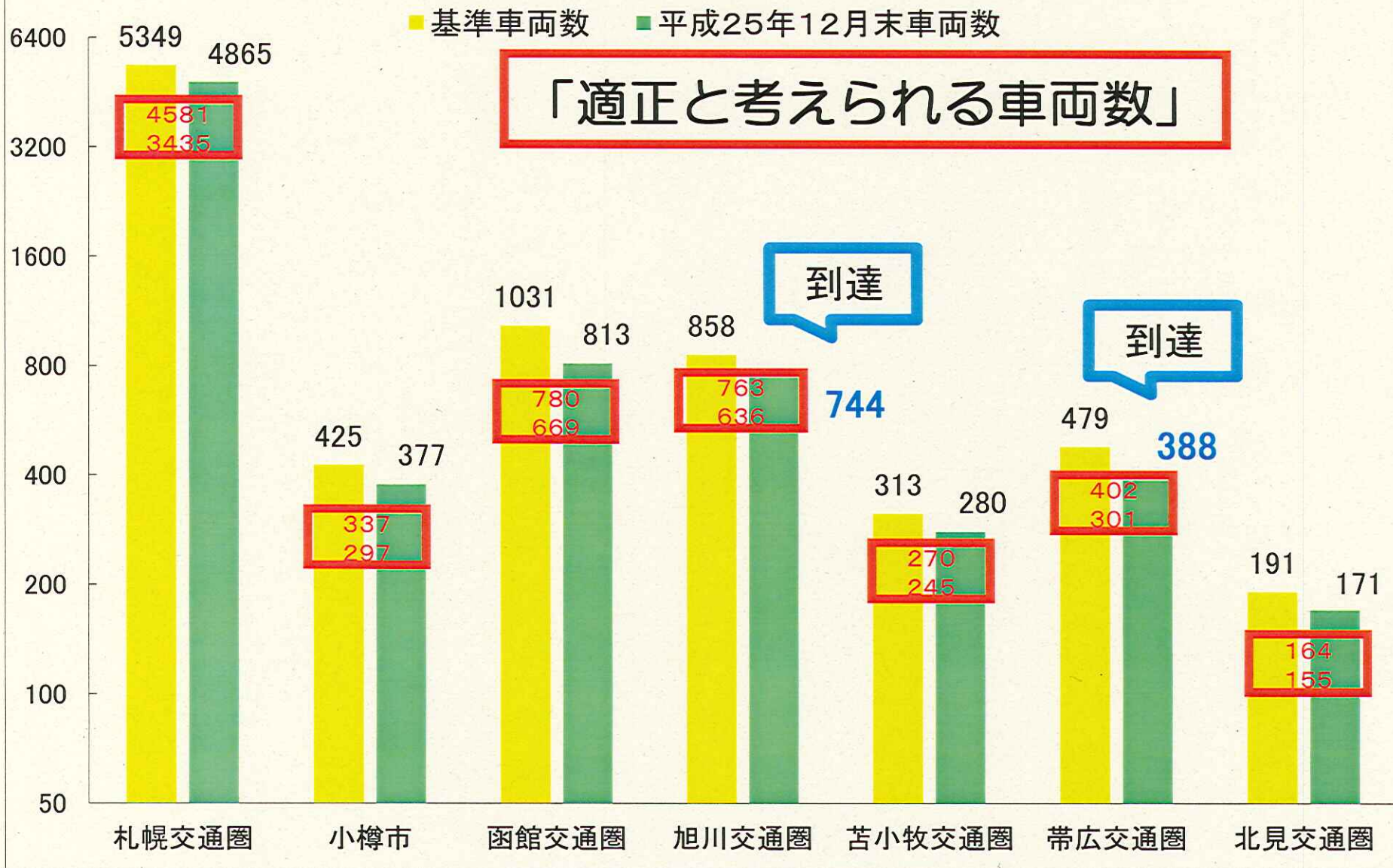
平成25年12月31日現在

事業者名		認定特定事業計画内容	基準(平成20年7月11日) 車両数	平成25年 12月31日 現在の車両数	平成25年 12月31日 現在の減車率
1	金星釧路ハイヤー(株)	①アイドリングストップ運動の推進 ②タクシーサービスに関するモニター調査の実施	75	67	-10.7%
			0	-8	
2	釧路日交タクシー(株)	エコドライブの推進	50	45	-10.0%
			0	-5	
3	釧路交通(株)	①エコドライブの推進 ②アイドリングストップ運動の推進	83	74	-10.8%
			0	-9	
4	まりも交通(株)	GPS-AVMシステムの導入による効率的配車	35	31	-11.4%
			0	-4	
5	株小鳩自動車工業	エコドライブの推進	82	73	-10.7%
			0	-9	
6	第一共栄交通(株)	①福祉タクシーの運行 ②低公害車(EV・HV)の導入促進 ③アイドリングストップ運動の推進	107	95	-11.2%
			0	-12	
7	釧路北交ハイヤー(株)	自社WEBサイトの開設	62	50	-19.4%
			0	-12	
			494	435	-11.9%
			0	-35	
8	永楽交通(株)	H21.5.29廃業	35	0	-100%
			0	-35	
個人	個人タクシー事業者 (組合加盟・74事業者) *非組合員の申請は無し	①禁煙車の導入 ②アイドリングストップ運動の推進 ③車両費用等の削減 ④タクシー乗り場及び周辺における美化の促進			62 +非組3

保有車両数の推移 (釧路交通圏・法人)

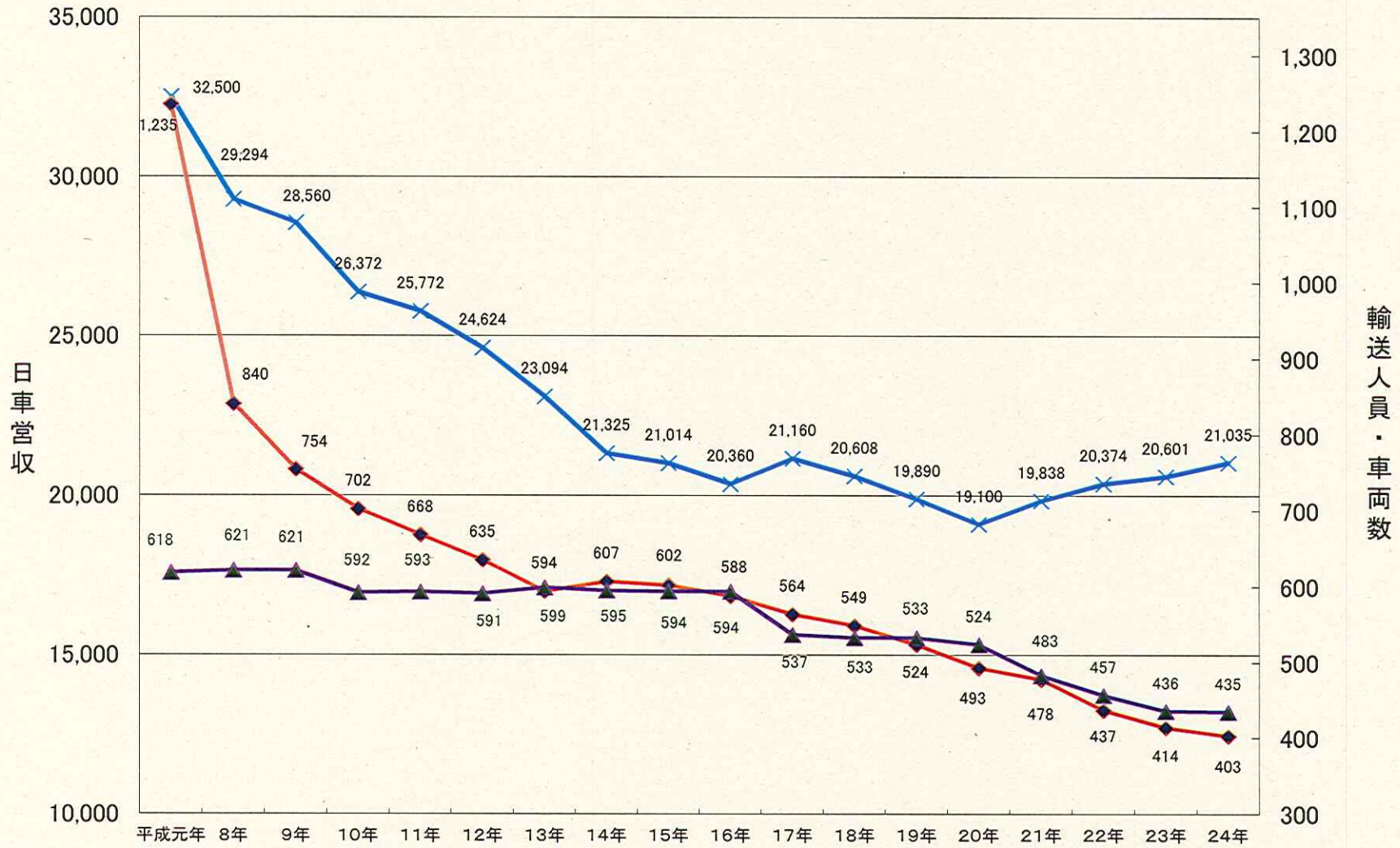


保有車両数の推移（全道特定地域・法人）

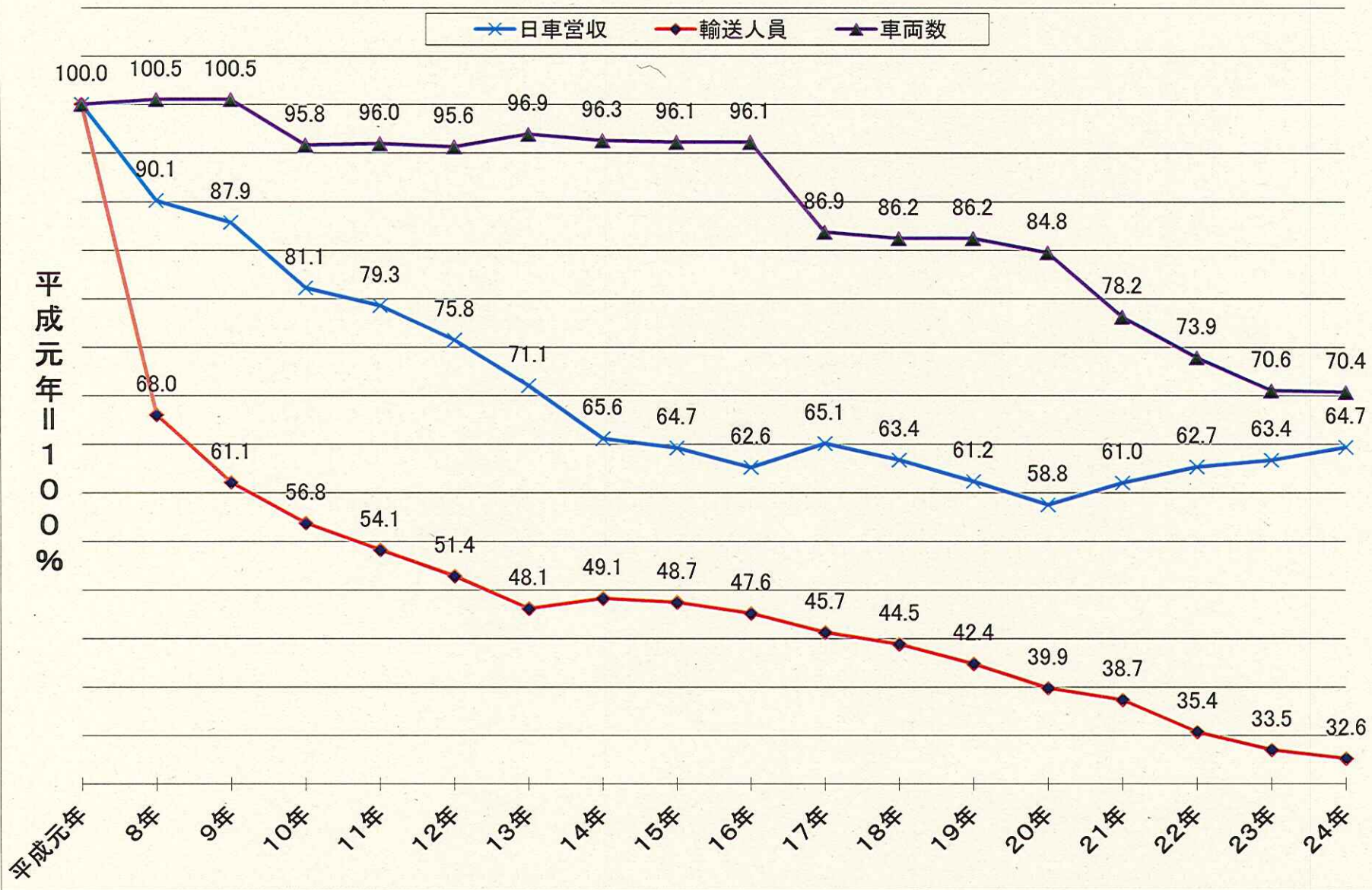


釧路交通圏の法人タクシー日車營收等の推移①

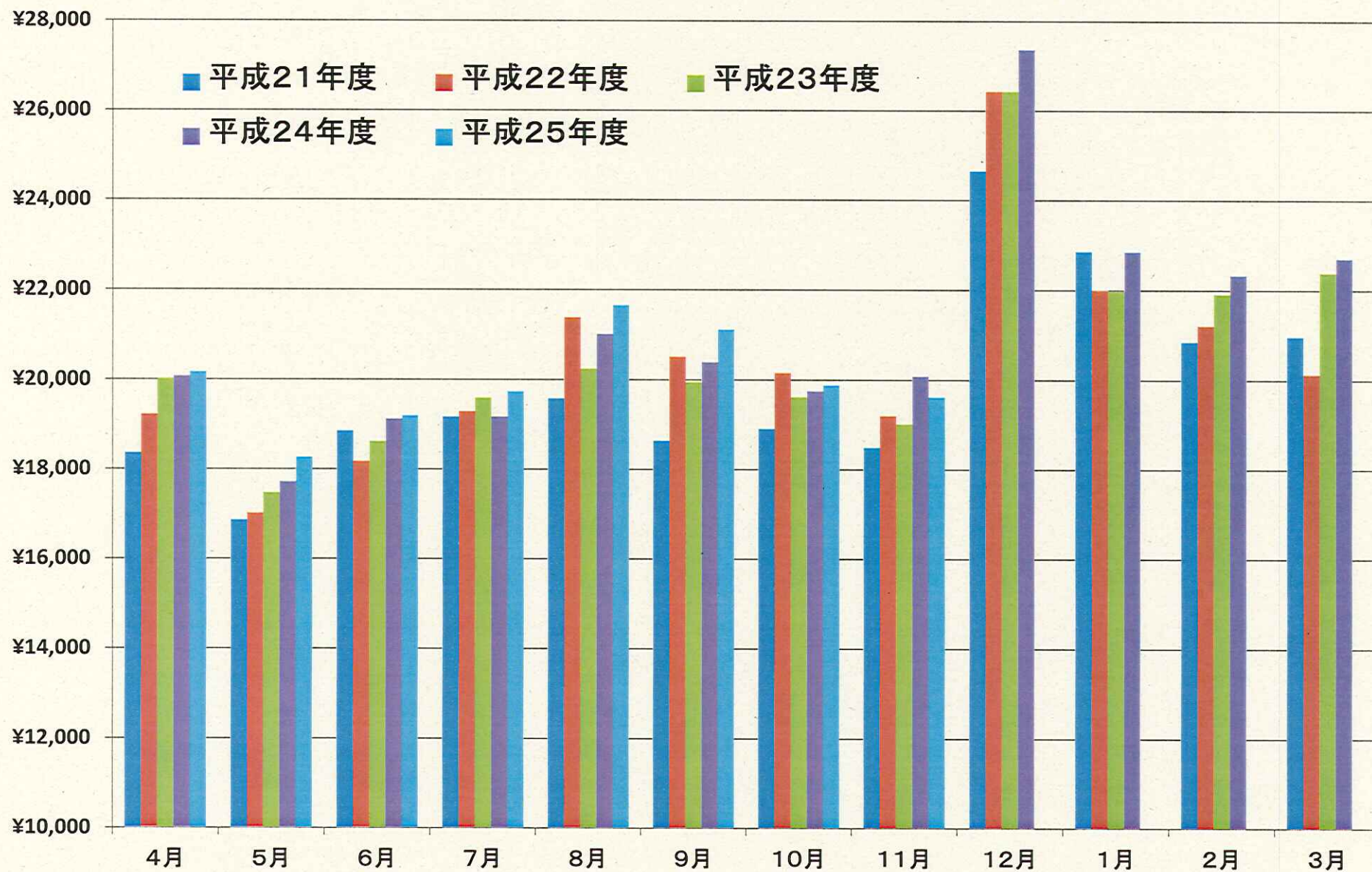
✕ 日車營收(円)
 ◆ 輸送人員(万人)
 ▲ 車両数(両)



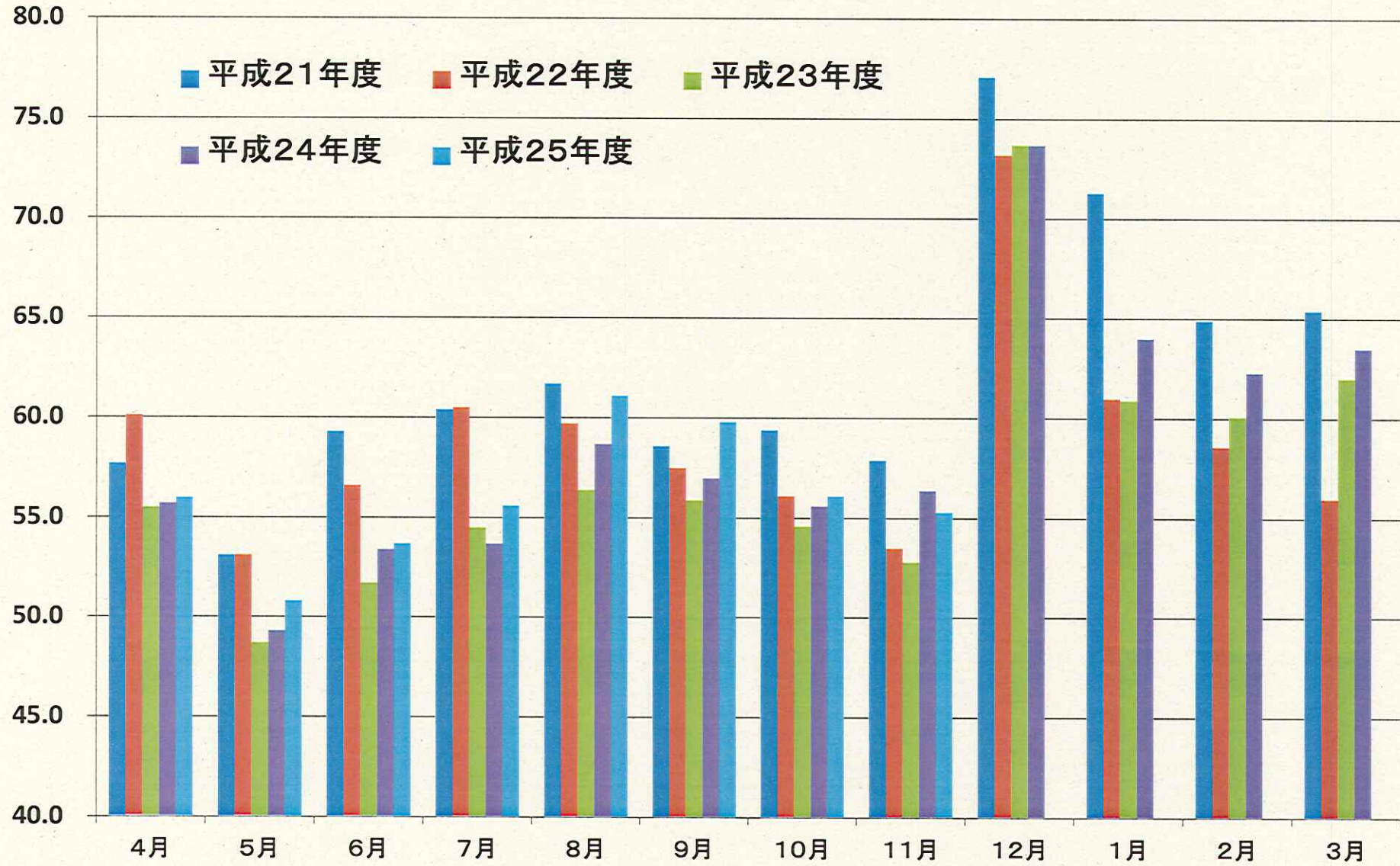
釧路交通圏の法人タクシー日車営収等の推移②



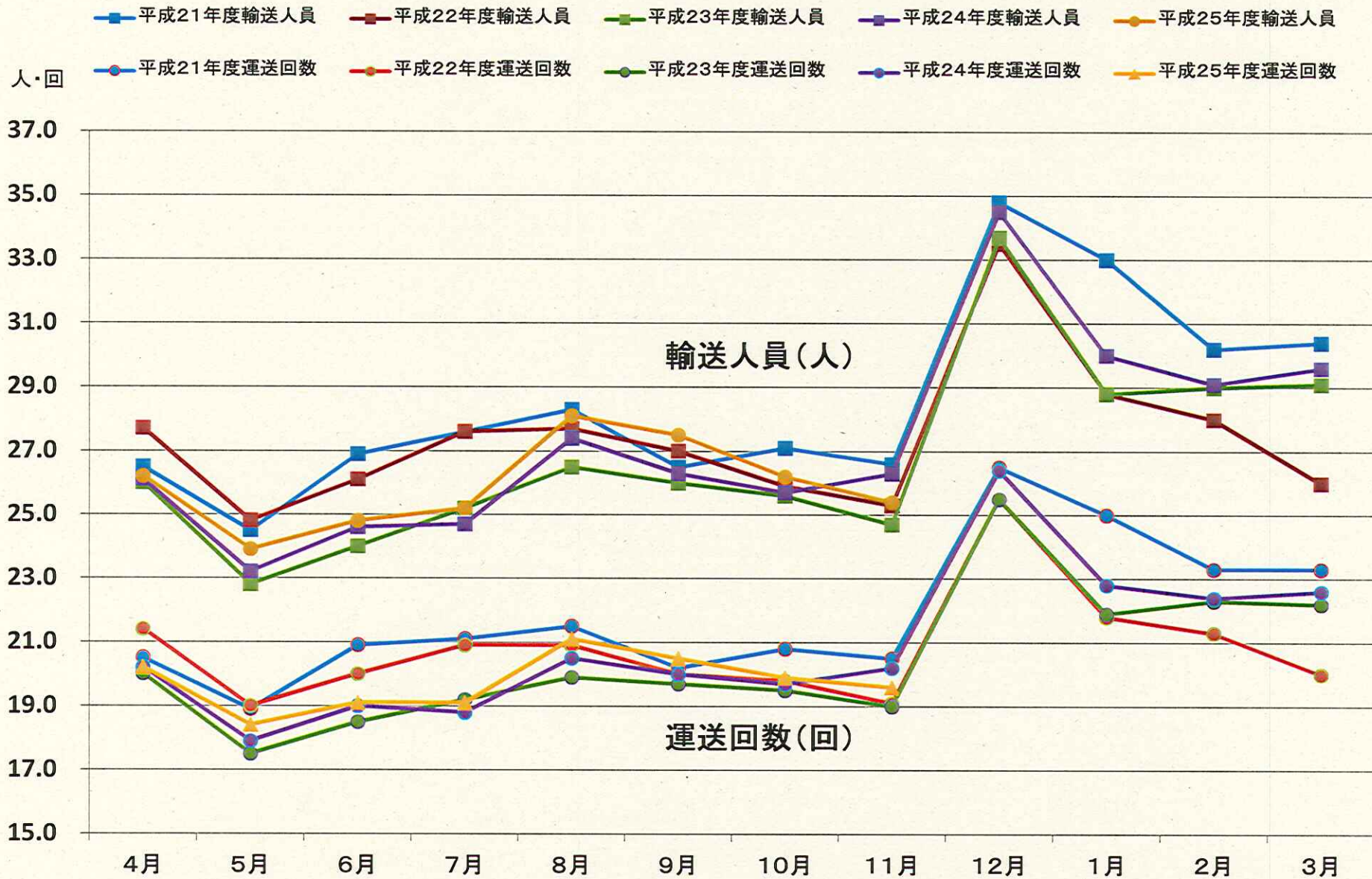
釧路交通圏の法人タクシー実働日車当たり営業収入の推移



釧路交通圏の法人タクシー実働日車当たり実車キロの推移



釧路交通圏の法人タクシー実働日車当たり輸送人員・運送回数の推移





活性化策について

観光タクシーのご案内

コース名	所用時間	コース	料金
			小型
細岡大観望コース	2時間	細岡大観望から湿原の中を蛇行して流れる釧路川を観る。	10,600円
丹頂鶴と 釧路湿原展望台コース	2時間	釧路湿原展望台・丹頂鶴自然公園	
漁港・魚市場コース	2時間	幣舞橋・MOO・副港市場・和商市場	
釧路湿原散策コース	3時間	釧路湿原展望台・温根内ビジターセンター木道 (釧路湿原の中を動植物を観ながらの散策)	15,900円
<p>◎上記料金は消費税・待料金・回送料を含みます。</p> <p>◎各施設の入場料・駐車料金は含まれておりません。(見学地により休館の場合がありますので予めご了承ください。)</p> <p>◎所要時間は交通事情等により多少前後することがあります。</p> <p style="text-align: center;">※※お客様の御要望コースにも応じますので、お気軽にご相談ください。※※</p>			



改正法について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 (タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法)による制度変更のポイント

旧 新

原則

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

期間3年

独禁法適用 協議会

地域計画

事業者
特定事業計画 (認定)

(自主的な需要活性化策と併せて供給削減措置を実施)

※指定事由がなくなったと認めるときは指定期間に関わらず解除

協議会の構成員

協議会の構成員は、次に掲げるものとする（括弧内は例）。

1. 地方運輸局長
2. 都道府県知事・市町村長又はそれらの指名する者
3. タクシー事業者等（社団法人〇〇都道府県タクシー協会、〇〇株式会社）
4. 労働組合等（〇〇労働組合〇〇都道府県支部）
5. 地域住民の代表（〇〇自治会長又は〇〇商工会長）
6. 鉄道事業者、バス事業者等
7. 学識経験者（〇〇大学教授〇〇）
8. 都道府県労働局又は労働基準監督署
9. 都道府県公安委員会
10. その他協議会が必要と認める者を列記

原則

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

準特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

期間3年

独禁法適用 協議会

地域計画

事業者
活性化事業計画 (認定)

(自主的な需要活性化策と併せて供給削減措置を実施)

意見聴取

新規参入の許可
増車の認可

国

※指定事由がなくなったと認めるときは指定期間に関わらず解除

特定地域（運審諮問・大臣指定）

- ◆ 新規参入・増車：禁止
- ◆ 強制力ある供給削減措置
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

期間3年

独禁法適用除外 協議会

地域計画

事業者
事業者計画 (認可)

(自主的な需要活性化策と併せて供給削減措置を実施)

営業方法による削減の申出

営業方法による削減の
勧告・命令

国

参画していない事業者

※指定事由がなくなったと認めるときは指定期間に関わらず解除

協議会の構成員

協議会の構成員は、次に掲げるものとする（括弧内は例）。

- 地方運輸局長が構成員から外れる。
1. 都道府県知事・市町村長又はそれらの指名する者
 2. タクシー事業者等（社団法人〇〇都道府県タクシー協会、〇〇株式会社）
 3. 労働組合等（〇〇労働組合〇〇都道府県支部）
 4. 地域住民の代表（〇〇自治会長又は〇〇商工会長）
 5. 鉄道事業者、バス事業者等（〇〇株式会社）
 6. 学識経験者（〇〇大学教授〇〇）
 7. 都道府県労働局又は労働基準監督署
 8. 都道府県公安委員会
 9. その他協議会が必要と認める者を列記

○ 釧路交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱改正案

改正設置要綱	現行設置要綱
<p style="text-align: center;">釧路交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;"> 制 定 平成21年12月17日 一部改正 平成24年12月26日 一部改正 平成26年 1月23日 一部改正 平成26年 2月 日 </p> <p>(目的) 第1条 釧路交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、釧路交通圏（準特定地域）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を営業者をいう。 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。 3 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。</p> <p>(実施事項) 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。 (1) 準特定地域計画の作成 (2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整 ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集 </p>	<p style="text-align: center;">釧路交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;"> 制 定 平成21年12月17日 一部改正 平成24年12月26日 一部改正 平成26年 1月23日 </p> <p>(目的) 第1条 釧路交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、釧路交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を営業者をいう。 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、<u>タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。</u> 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。 5 <u>この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。</u></p> <p>(実施事項) 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。 (1) 地域計画の作成 (2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整 ① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集 </p>

- ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 協議会の運営方法

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

1 法第8条第1項に掲げる者

- (1) 釧路市長又はその指名する者
- (2) 釧路町長又はその指名する者
- (3) 釧根地区ハイヤー協会会長及び副会長
- (4) 釧路個人タクシー協同組合理事長
- (5) タクシー事業者 (タクシー協会等に所属している者を除く。)

(6) 全自交釧路地域協議会を代表する者

- (7) 釧路消費者協会会長又はその指名する者
- (8) 釧路町消費者協会会長又はその指名する者
- (9) 釧路商工会議所会頭又はその指名する者
- (10) 釧路町商工会会長又はその指名する者

2 法第8条第2項に掲げる者

- (1) 釧路公立大学経済学部准教授 下山 朗
- (2) 北海道警察釧路方面本部長又はその指名する者
- (3) 北海道労働局釧路労働基準監督署長又はその指名する者
- (4) その他 (協議会が必要と認める者)

3 協議会は、前第1項に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前第2項に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

4 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長又は事務局長に申し出をするものとする。

- ② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
- ① 協議会の運営方法
 - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(8)の種別毎に次に掲げる者とする。

1 法第8条第1項に掲げる者

- (1) 北海道運輸局長、またはその指名する者 (釧路運輸支局管内においては釧路運輸支局長とする)
- (2) 関係地方公共団体の長
 - ① 釧路市長 またはその指名する者
 - ② 釧路町長 またはその指名する者
- (3) タクシー事業者等
 - ① 釧根地区ハイヤー協会 会長 及び副会長
 - ② 釧路個人タクシー協同組合 会長
 - ③ 釧根地区ハイヤー協会に所属しないタクシー事業者 (但し、法人に限る)

(4) 労働組合等

全自交釧路地域協議会を代表する者

(5) 地域住民

- ① 釧路消費者協会を代表する者
- ② 釧路町消費者協会を代表する者
- ③ 釧路商工会議所を代表する者
- ④ 釧路町商工会を代表する者

2 法第8条第2項に掲げる者

(6) その他協議会が必要と認める者

- ① 北海道警察釧路方面本部長 またはその指名する者
- ② 北海道労働局釧路労働監督署長 またはその指名する者

3 協議会は、前第1項の(2)～(5)に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前第2項に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

4 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長に申し出をするものとする。

ただし、第5条第14項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の5日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

5 協議会の構成員の把握は会長又は事務局長が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 会長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 5 協議会には、議事の円滑な進行を図るため、協議会の構成員の中から選定し座長を置くことが出来る。
- 6 座長がおかれた場合、当該座長は協議会の議事運営を統括する。
- 7 座長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 8 協議会には事務局長をおき、会長が指名する。

9 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

10 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。

11 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 会長及び座長の選出を議決する場合 第8条第1項及び第2項に掲げる構成員の種別毎に1個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。
- (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 釧路市長及び釧路町長が合意していること。

② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

ただし、第5条第15項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の5日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

5 協議会の構成員の把握は会長が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 会長の任期は平成27年9月30日までとする。
- 5 協議会には、議事の円滑な進行を図るため、協議会の構成員の中から選定し座長を置くことが出来る。
- 6 座長がおかれた場合、当該座長は協議会の議事運営を統括する。
- 7 座長の任期は平成27年9月30日までとする。
- 8 協議会には事務局を設置する。
- 9 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。

10 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

11 事務局長の任期は平成27年9月30日までとする。

12 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 会長及び座長の選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項各号に掲げる協議会の種別毎に1個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。
- (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 北海道運輸局釧路運輸支局長が合意していること。

② 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。

③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④ 設置要綱の変更について合意しているハイヤー協会の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

- ④ 労働組合等として参加している構成員が合意していること。
- ⑤ 釧路消費者協会会長、釧路町消費者協会会長、釧路商工会議所会頭及び釧路町商工会会長が合意していること。
- ⑥ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
- (3) 準特定地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 準特定地域計画の作成に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。
- ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。
- ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。
- (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① 会長が合意していること。
- ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ ①及び②以外の構成員においては各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。
- 12 協議会は、定期的に開催することとする。
- 13 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 14 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の10日前までにその旨を公表するものとする。
- 15 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 16 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 17 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開

- ⑤ 労働組合等として参加している構成員が合意していること。
- ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑦ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
- (3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① (2)①②及び④から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。
- ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。
- ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。
- (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、(1)の議決方法を持って決することとする。
- 13 協議会は、地域計画作成後も定期的に開催することとする。
- 14 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 15 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の14日前までにその旨を公表するものとする。
- 16 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 17 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。

(1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定めるものとする。